

市長とふれあいミーティング開催要領

平成30年1月1日

改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 市長が市民の皆さんと市政に関するテーマで直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんの幅広い意見を市政に反映することを目的に、市長とふれあいミーティング（以下「ミーティング」）を開催する。

(対象)

第2条 霧島市在住、在勤、在学の方で、原則5名以上の団体及びグループとし、上限20名程度とする。ただし、特定の政党、宗教または営利を目的とした団体等を除く。

2 母体が同じ団体及びグループの開催は2年に1度までとする。

(実施方法)

第3条 申し込み団体及びグループが会場と懇談のテーマを設定し、市長が出向いて懇談する。

2 会場利用等にかかわる費用一切は、申し込み団体及びグループが負担する。

3 申し込みの受付は、開催希望日の2ヶ月前までに事務局へ申請する、

4 開催日時は、12月28日から翌年の1月4日までの日を除く平日の午前9時から午後9時までのうち1時間以内とし、事務局と日時は調整するものとする。

(出席者)

第4条 市側からの出席者は、市長及び事務局職員とする。また、内容により必要に応じて当該担当職員も出席する。

(事務局)

第5条 事務局は、秘書広報課内に置く。

(広報)

第6条 ミーティングの広報は、広報紙及び市ホームページ等を通じて行う。

(その他)

第7条 要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。